

○国土交通省令第 号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第二項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条の二第二項、第十九条の四十三第一項及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法第十九条の三の規定を実施するため、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。
一〜十七 (略)

十八 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をいう。)の排出を行ったとき(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)第十二条の二の四十四ただし書の場合を除く。)

十九 国際航海に従事する船舶(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二ただし書の船舶を除く。)

が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域内において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第十一条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。

③・④ (略)

改正前

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。
一〜十七 (略)

十八 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)次号において「海防法」という。)第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をいう。)の排出を行ったとき(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)第十二条の二の四十三ただし書の場合を除く。)

(新設)

十九 海防法第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第十一条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。

③・④ (略)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

- 第一章〜第二章の三 (略)
- 第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第十二条の十七の五の二―第十二条の十七の十五)
- 第二章の五〜第五章 (略)
- 附則

(入域等のおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録)

第十二条の十七の五の二 船長は、令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において船舶に設置された原動機を始動し、若しくは停止するとき(以下この条において「入域等のとき」という。)は、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十九条の四第一項各号に掲げる原動機又は窒素酸化物の放出量が同表第一号下欄に掲げる基準に適合するものであることについてのみ同項本文の確認を受けた原動機のみが設置された船舶にあつては、この限りでない。

- 一 入域等のときの時刻
- 二 入域等のときの船舶の位置
- 三 入域等のときの原動機の運転又は停止状態
- 四 入域等のときの原動機からの窒素酸化物の放出量が令第十一条の七の表の下欄に掲げる放出基準のいずれに該当するかを別
- 五 入域等のときに、法第十九条の七第四項に規定する承認原動機取扱手引書に従つて講じた措置

改正前

目次

- 第一章〜第二章の三 (略)
- 第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第十二条の十七の六―第十二条の十七の十五)
- 第二章の五〜第五章 (略)
- 附則

(新設)

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(ふん尿等浄化装置)

第三十八条 (略)

2|| 前項に規定するもののほか、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

第八条に規定する旅客船(政令別表第一の五に掲げるバルティック海
海域にふん尿等を排出するものに限る。)に設置されるふん尿等浄化
装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 当該装置からの排水の窒素含有量を一リットル当たり二十ミリグ
ラム以下とする性能又は当該装置による処理後の排水の窒素含有量
を処理前に比して七十パーセント以上減少させる性能を有するもの
であること。

二 当該装置からの排水の燐^{りん}含有量を一リットル当たり一ミリグラム
以下とする性能又は当該装置による処理後の排水の燐含有量を処理
前に比して八十パーセント以上減少させる性能を有するものである
こと。

3|| (略)

(二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準)

第四十九条 法第十九条の二十六第一項第一号の国土交通省令で定める

二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準は、次の算式のとおり
とする。

$$CO_2Me + CO_2Ae - CO_2R$$

V・CAP

CO_2Me は、船舶の主たる推進力を得るための原動機(以下この条において
「主機」という。)をその連続最大出力の七十五パーセントの出力
で運転した際に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質
量(グラム)

改正前

(ふん尿等浄化装置)

第三十八条 (略)

(新設)

2|| (略)

(二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準)

第四十九条 法第十九条の二十六第一項第一号の国土交通省令で定める

二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準は、次の算式のとおり
とする。

$$CO_2Me + CO_2Ae - CO_2R$$

V・CAP

CO_2Me は、船舶の主たる推進力を得るための原動機(以下この条において
「主機」という。)をその連続最大出力の七十五パーセントの出力
で運転した際に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質
量(グラム)

船舶の用途	一 (略)	二 旅客船 (船舶安全法第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。)
CAP	(略)	(略)

CO₂Ae は、主機以外の原動機（以下この条において「補助機関」という。）を航行中の船舶において通常必要な電力を供給するための出力で運転した際に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（二酸化炭素放出抑制装置（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制するための装置をいう。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）
CO₂R は、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、CO₂Me の値から、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）
V は、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）
CAP は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	一 (略)	二 旅客船 (船舶安全法 (昭和八 年法律第十一号) 第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。)
CAP	(略)	(略)

CO₂Ae は、主機以外の原動機（以下この条において「補助機関」という。）を航行中の船舶において通常必要な電力を供給するための出力で運転した際に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（二酸化炭素放出抑制装置（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制するための装置をいう。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）
CO₂R は、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、CO₂Me の値から、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）
V は、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）
CAP は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

三
(略)

(略)

三
(略)

(略)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する省令の一部改正)

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二号の三様式（第二十六条関係） (略)</p> <p><u>ふん尿等浄化装置が決議 MEPC.227(64)によって採択された改正後のふん尿等浄化装置のための排水基準及び性能試験の実施に関するガイドラインで規定されている同ガイドライン第4.2項の基準を含む／含まない排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。</u></p> <p><u>The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in the Guidelines on implementation of effluent standards and performance test for sewage treatment plants, adopted by resolution MEPC.227(64), as amended, including/excluding the standards of section 4.2 thereof.</u></p> <p>(略)</p>	<p>第十二号の三様式（第二十六条関係） (略)</p> <p><u>ふん尿等浄化装置が決議 MEPC.227(64)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。</u></p> <p><u>The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.227(64).</u></p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成三十年六月一日から施行する。

(船員法施行規則及び海洋汚染等及び海上災害に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十一条第二項(第十九号に係る部分に限る。

)の規定及び第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第二百九十五号)附則第二項各号に掲げる原動機については、適用しない。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成三十一年六月一日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの)であつて平成三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されるもの(以下「現存旅客船」といい、次項に規定するものを除く。)に設置されたふん尿等浄化装置(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等

に関する省令第三十六条第一号に規定するふん尿等浄化装置をいう。以下同じ。）の技術上の基準については、第三条の規定による改正後の同令（以下「新規則」という。）第三十八条第二項の規定にかかわらず、平成三十三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

2 現存旅客船であつて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げるバルティック海海域のうち東経二十八度十分の経度線を西端とする海域の港とバルティック海海域以外の海域の港との間のみを航行するものに設置されたふん尿等浄化装置の技術上の基準については、新規則第三十八条第二項の規定にかかわらず、平成三十五年五月三十一日までは、なお従前の例による。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の同規則第十二号の三様式の国際汚染防止証書とみなす。